

岐阜県立東濃特別支援学校 いじめ防止基本方針

○いじめ問題に対する基本的な考え方

1 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの具体的な態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（けんかやふざけ合いを含む）。
- ・仲間外れや集団による無視。
- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめに対する学校の基本姿勢

- (1) 学校教育全体を通じて、いじめを人権問題として捉え、「いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周辺の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されない」行為であるという意識や、いじめが刑事罰の対象となり得る等のいじめの法律上の取り扱いについて、児童生徒一人一人に理解できるように指導を徹底する。
- (2) 学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- (4) いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- (5) 児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると自己有用感や自己肯定感を育むことのできる学校づくりを推進する。
- (6) 教職員は、いじめが生まれる背景に障がいや外国へのルーツ、性的指向・性自認や被災経験等に関わる可能性を十分に認識し、指導・支援を行う。
- (7) いじめ問題は、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導、支援を行う。
- (8) 外部評価を実施し、いじめ基本方針に基づく自校の教育活動の点検及び見直しを実施する。
- (9) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

○いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

1 未然防止のためのポイント

全ての児童生徒が、認められているという気持ちを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。この場合において、県が実施した「いじめ・不登校等未然防止事業」の成果を積極的に活用する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

2 いじめ防止等の対策のための校内組織

【法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

<組織の名称>

岐阜県立東濃特別支援学校「いじめ防止等対策検討委員会」

<組織の構成員>

- ・外部専門家の参画の見地より 第三者（弁護士、保護者代表、地域住民代表、臨床心理士 等）
- ・学校関係者（校長、教頭、各学部主事、教務主任、生徒指導主事、地域センター長 等）

<組織の運営>

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織である。
- ・年2回（6月頃・2月頃）に開催し、学校はいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

3 関係諸機関との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ・必要に応じて、県教育委員会が行う「スペシャリストサポート事業」「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー派遣事業」等を活用し、専門家からの具体的な支援を受ける。

○いじめ問題発生時の対処（早期発見・事案対処マニュアル）

- ・「法 第23条」に基づき対応を行う。
- ・学校は、「学校いじめ防止プログラム」や「*早期発見・事案対処マニュアル」「*いじめ対応フロー図」を定める。*別紙

1 早期発見・早期対応

教職員は、いじめの定義に当たる、あるいは疑われる態様を発見した場合、速やかに校内のいじめ対策組織に当該情報を報告し、組織的な対応に繋げなければならない。

2 いじめ問題発生時・発見時の初期対応

<対応する組織（校内のいじめ対策組織）>

校内いじめ防止等対策検討委員会

<対応手順>

- ・通報を受け、校内いじめ対策組織で情報を共有、対応についての確認
- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（生育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任をもって県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒にかかわる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

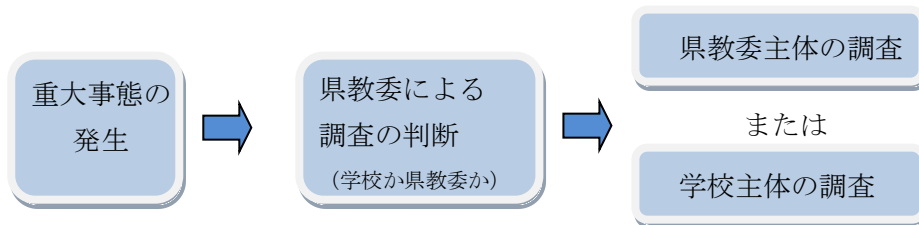
3 「重大事態」と判断された時の対応

「法 第28条」に基づき対応を行う

<重大事態とは>

- ・いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<対応図>



<対応手順>

- ・いじめ防止等対策検討委員会を開催する。（必要に応じて専門的な第三者を加える。）
※構成員は、当該事案に直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者とし、中立、公平な外部人材を加える。
- ・県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか、県教育委員会主体によるものかの判断を仰ぐ。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

<事実関係を明確にするための調査実施にあたっての留意事項>

- ・県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）と連携し、実施方法や内容等について指示を仰ぐ。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を迅速に調査し明確にする。
- ・学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯な姿勢で調査に臨む。
- ・当該事案に係る児童生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒及びその保護者に調査実施の趣旨等を説明する等の対応をする。また、その調査結果を県教育委員会に報告する。

- ・調査結果から明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教育委員会による指導及び支援を受け、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係の情報を提供する。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

4 「解消」の定義

- ・「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策組織の判断で、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の時間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

- ・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

○情報の取扱い

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間は当該児童生徒が卒業後5年間とする。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。

策定日	平成26年	4月	1日
改定日	平成29年	10月	2日
改定日	平成31年	4月	1日
改定日	令和2年	4月	1日
改定日	令和5年	4月	1日
改定日	令和6年	4月	1日
改定日	令和6年	9月	2日

○いじめ防止プログラム（令和7年度年間指導計画 ※年度更新）

月	取 組	目 的 ・ 内 容
4 月	職員会、PTA総会 保護者懇談 情報モラル教室①	教職員、保護者に基本方針の説明 保護者との情報交換 情報端末機器の正しい使い方等について
5 月	通学指導週間 MSリーダーズ活動開始	通学別指導の実施 各通学ポイントでの指導 年間を通じて交通安全啓発や挨拶活動等を行う
6 月	第1回いじめ防止等対策検討委員会 学校生活アンケート・教育相談週間 保護者懇談	いじめ防止の年間の取組について検討 全校児童生徒を対象に実施 保護者との情報交換
7 月	職員人権研修 長期休業に向けた生活指導	職員の専門性の向上
8 月	スクールカウンセラー研修	職員の専門性の向上
9 月	通学指導週間 保護者懇談	各通学ポイントでの指導 保護者との情報交換
10 月	学校生活アンケート・教育相談週間 外部評価の実施 情報モラル教室②	全校児童生徒を対象に実施 取組の実施状況の外部評価 情報端末機器の正しい使い方等について
11 月		
12 月	ひびきあい週間 長期休業に向けた生活指導	全校各クラスで人権に関する取組を実施
1 月	通学指導週間 学校生活アンケート・教育相談週間	各通学ポイントでの指導 全校児童生徒を対象に実施
2 月	高等部合格者向け説明「情報モラル」 第2回いじめ防止等対策検討委員会	高等部合格者と保護者向けの説明 いじめ防止の当校の取組の検証と課題
3 月	長期休業にむけた生活指導	

- ・係活動や委員会活動、MSリーダーズ活動等を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・日々の活動の中で児童生徒の笑顔や笑い声のあふれる学校づくりに取り組む。

早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害児童生徒、加害児童生徒、関係児童生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害児童生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害児童生徒・加害児童生徒・周囲にいた児童生徒から事情聴取 *被害児童生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害児童生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害児童生徒の聴取では、児童生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害児童生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、児童生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する児童生徒からそれぞれ別室で聴取 *児童生徒自身が状況を書く <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
報連相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上での「いじめ防止等対策検討委員会」の開催 *情報集約 *被害児童生徒・保護者への対応・支援、加害児童生徒・保護者への指導・支援 *他の児童生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係児童生徒への指導・支援、他の児童生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事態は岐阜県教育委員会 学校安全課 生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 Tel058-272-1111(内線 8636) 直通 058-272-8578	
児童生徒への対応	被害児童生徒	加害児童生徒
	<input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 *本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア	<input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、児童生徒理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う
	周囲の児童生徒への対応	
<input type="checkbox"/> 周囲の児童生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる		
保護者への対応	被害児童生徒の保護者	加害児童生徒の保護者
	<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする *詳細を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する *場合によっては警察に被害届を出す	<input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） *複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える *温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける *加害児童生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 *保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える *学校の指導・支援の在り方について説明する *被害児童生徒への対応（謝罪等）について相談する *事象の具体的な内容や被害児童生徒の心情を正確に伝え今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。

＜岐阜県立東濃特別支援学校＞ いじめ対応フロー図

